

第6章 税金の控除・減免

自動車税・自動車取得税の減免

障がいのある方本人のために使用される自動車について、障がいの種類や等級により自動車税・自動車取得税が免除になります。(障がい者1人につき1台です)

区 分		対 象 範 囲												
		障がい者本人が運転する場合						障がい者と同一生計の方または常時介護をされる方が運転する場合						
手 帳 等 級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
障 が い 者 手 帳	視覚障がい	●	●	●	●			●	●	●	●			
	聴覚障がい		●	●					●	●				
	平衡機能障がい			●						●				
	音声機能障がい			●										
	上肢不自由	●	●					●	●					
	下肢不自由	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	体幹不自由	●	●	●		●		●	●	●				
	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障がい	上肢	●	●					●	●				
		移動機能	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	心臓、腎臓、呼吸器、小腸、膀胱又は直腸機能障がい	●		●	●			●		●	●			
肝臓機能障がい	●	●	●	●			●	●	●	●				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	●	●	●	●			●	●	●	●				
療育手帳	対象外						A							
精神障害者 保健福祉手帳	対象外						1級かつ自立支援医療（精神通院） 受給者証の交付を受けた方							
申請手続	①自動車税・自動車取得税減免申請書 ②手帳 ③運転免許証 ④自動車検査証 ⑤印鑑 ⑥同一生計証明書（*）、常時介護証明書（*）等													
申請場所・問合せ先	・自動車税、自動車取得税→県中地方振興局県税部（024-935-1261） ・軽自動車税→役場 税務課（0247-36-4122）													

*自動車税、自動車取得税の申請の場合は事前に、役場 保健福祉課で証明書の交付を受ける必要があります。

生計同一証明書（障がい者のために運転する旨の証明書）

障がい者と生計を一にする者が自動車を運転する場合に必要です。世帯分離している場合は、対象となりません。

常時介護証明書

常時介護者が運転する場合に必要です。“減免を受ける自動車を障がい者の生計及び通院等のために1年以上継続して週3回以上使用している”ことを証明します。誓約書、病院等証明書、運転計画書が必要となります。

住民税・所得税の控除

身体及び知的、精神に障がいのある方または扶養義務者の方は、住民税や所得税を算出する際に所得額から一定の控除し、税金を減額します。年末調整や確定申告時に申告してください。

【問い合わせ先】

- 浅川町役場 税務課 (0247-36-4122)
- 須賀川税務署 (0248-75-2194)
- 県中地方振興局県税部 (024-935-1261)

※詳しくは、各税務部門へお問い合わせください。

1. 障害者の区分

税法上の障害者の区分は以下のとおりです。

障害者	身体障害者手帳 3～6級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2・3級
特別障害者	身体障害者手帳 1・2級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1級

2. 障害者本人が受けられる特例

※平成22年税制改正により、平成24年度から控除額が変わりました。

区分(税の種類)		障害者の区分	控除額
町	住民税	障害者	26万円 ※障がい者本人の前年の合計所得が125万円以下の場合には非課税
		特別障害者	30万円 ※障がい者本人の前年の合計所得が125万円以下の場合には非課税
国	所得税	障害者	27万円
		特別障害者	40万円
	相続税	障害者	6万円 (障害者が85歳に達するまでの年数1年につき)
		特別障害者	12万円 (障害者が85歳に達するまでの年数1年につき)
	贈与税	特別障害者	非課税 (一定の信託受益権の価額のうち6,000万円まで)
税	心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税	障害者 特別障害者	①給付金…非課税(所得税) ②相続や贈与による給付金を受ける権利の取得…非課税(相続税、贈与税)
	少額貯蓄の利子等の非課税	障害者 特別障害者	350万円までの預貯金等の利子等…非課税(所得税)

3. 障害者を扶養している方が受けられる特例

控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

控除の種類	障害者の区分	控除額
所得税 障害者控除	障害者	27万円
	特別障害者	40万円
	控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、同居の場合	75万円
住民税 障害者控除	障害者	26万円
	特別障害者	30万円
	控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合	53万円

※平成22年税制改正により、配偶者控除又は扶養控除の額に35万円の加算を加算する措置に変わって、平成23年度所得税から、同居の特別障害者に対する障害者控除の額が40万円から75万円に引き上げられました。平成22年度以前所得税については、控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合、配偶者控除又は扶養控除の額に35万円を加算できます。